

令和3年度の主な取り組み結果について

目 次

一般廃棄物界	¹ 理基本計画(2021-2030)の基本方針と施策体系・・・3
基本方針 I	発生抑制を中心とした3Rの推進 ・・・・・・4
基本方針2	わかりやすい情報発信と行動する人づくり ・・・・15
基本方針3	安全安心かつ安定的な処理体制の確保 ・・・・・25

一般廃棄物処理基本計画(2021-2030)の基本方針と施策体系

<基本的な考え方>

"杜の都の資源"を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

<基本方針と施策体系>

基本方針 | 発生抑制を中心とした3 Rの推進

施策 | ごみ減量・リサイクルによる資源循環

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

─ 施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

施策4 社会環境の変化への対応

施策5 環境美化の推進

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策6 ごみの適正処理体制の確立

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対する しなやかな強さの確保

施策 | ごみ減量・リサイクルによる資源循環

- 1.プラスチック資源循環の推進
- (1) 使い捨てプラスチックの削減

使い捨てプラスチックの削減を図るため、小売事業者と連携して、市民のマイボトル利用促進に向けた取り組みを実施

・マイボトル特設販売コーナーの設置 IKEA仙台、東急ハンズ仙台店





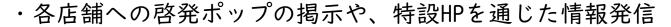
・マイボトル持参による割引サービスの実施 スターバックス 19店(市内全店舗) ホテルメトロポリタン ローソン 89店







・マイボトルでの持ち運びに便利な粉末飲料の販売促進 市内小売店舗 約23店



・上記以外のマイボトル利用促進に係る取組・サービスの募集 および紹介



(2) 製品プラスチックリサイクル実証事業

令和2年度より実証事業に取り組んでいる製品プラスチックと容器包装の一括回収・リサイクルについて、全市展開に向け、さらなる検証を進めるため、対象地区・期間を拡充して実施。





<実施地区及び期間>

5地区(各区Ⅰか所・約8,000世帯)・延べ9か月間

<結 果>

回収量

- プラスチックごみの回収量は、一括回収前と比べて約 12%増加
- 製品プラスチックの割合は、回収量全体の約9%

リサイクル

- 排出される製品プラスチックは形状や素材が多岐にわたるものの、リサイクルに支障はないことを確認
- アンケート
- 約8割の方が「分別が分かりやすくなった」、「今後 の本格実施を望む」と回答

2. 食品ロス削減、生ごみの減量・リサイクル

(1) 食品ロス削減キャンペーンの実施

10月の食品ロス月間に合わせ、事業者等と連携した取り組みを推進

・食品ロス削減啓発ポップの掲出

未使用のまま捨てられやすい食品の保存方法や食材を使い切るレシピ等を掲載した「せんだい食エコリーダー」作成の啓発ポップを掲出。

【連携事業者】

ローソン、ヨークベニマル、イオン東北、ウジエスーパー、荒岩商事、JRアグリ仙台AOYA (実施店舗数:179店舗)



▲啓発ポップ

・食品ロス関連図書企画展示

仙台市図書館と連携し、市内の全7図書館において、食品ロスの関連図書 や「せんだい食品ロス削減ガイドブック」等を企画展示

せんだい食品ロスダイアリーチャレンジ

家庭から出る食品ロスを日記形式で記録し、気づきのきっかけとする「食品ロスダイアリー」の普及を図るため、モニターとして参加いただいた方に、抽選で賞品が当たるキャンペーンを実施(参加人数15人)

(2) フードドライブの実施

家庭の未利用食品を集めてフードバンク団体等に提供するフードドライブについて、回収拠点の設置や食品の運搬において民間企業・団体の協力を得ながら実施。

また、回収ボックス等の貸し出しなど、民間企業等が行う フードドライブ活動への支援を実施。

年 度	実施期間	回収拠点数	回収実績	支援件数
平成30年度	か月	9か所	約485kg	_
令和元年度	2か月	17か所	約1,764kg	_
令和2年度	6か月	18か所	約7,604kg	15件
令和3年度	通年	25か所	約18,779kg	24件



▲商業施設に設置した 未利用食品の回収拠点

【令和3年度の概要】

通年回収拠点:イオン、ヤマザワ、藤崎本館、エスパル仙台、イトーヨーカドー、

仙台市福祉プラザ、市役所本庁舎、リサイクルプラザ

このほか期間限定で東急リバブル各センターや区役所等に設置

提供 先:仙台市社会福祉協議会、フードバンク仙台

NPO法人ふうどばんく東北AGAIN

(3) 生ごみ堆肥化容器・家庭用電気式生ごみ処理機購入補助

家庭における生ごみの減量・リサイクルを推進するため、家庭用電気式生ごみ 処理機等購入費の補助を実施。乾燥生ごみは、環境事業所等で回収し、市内の農 家等で有効に活用。

(補助額)・生ごみ堆肥化容器:2,000円/Ⅰ基

・家庭用電気式生ごみ処理機:購入金額の5分の3(上限30,000円)

補助実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生ごみ堆肥化容器	139基	172基	174基
家庭用電気式生ごみ処理機	196台	312台	392台

(4) 生ごみリサイクル講座

市民団体と連携し、地域での取り組みを推進するため、町内会等を対象とした手軽に取り組める「ダンボール式生ごみリサイクル出前講座」や堆肥化容器の正しい使い方を紹介する「コンポスター式生ごみリサイクル出前講座」を実施。

開催回数:10回、参加人数:延べ85人



3. 緑のリサイクル

(1) 家庭系剪定枝資源化事業

家庭で剪定した庭木の枝・幹について、粗大ごみ収集ルートを活用した戸別収集 又は自己搬入により無料で回収してチップ化し、堆肥の原料や燃料にリサイクルす る取り組みを実施。



年 度	受付件数	再資源化量
令和元年度	1,720件	194トン
令和2年度	1,169件	159トン
令和3年度	1,843件	229トン

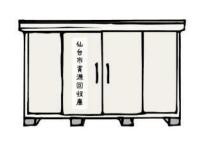
施策2 ごみの適正排出と分別の推進

- 1. 生活ごみの分別推進
- (1)集団資源回収による紙類等の分別・リサイクルの推進

ごみ減量・資源循環を図るとともに地域のコミュニティづくりに資するため、 地域における紙類や布類などの資源物を、町内会や子供会など地域の団体が回 収し、リサイクルを進める集団資源回収を促進。

回収量や実施回数に応じて年2回の奨励金を交付するほか、保管庫の無償貸 与や、回覧用リーフレット・集積所表示幕の提供等の支援策を実施。







	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施団体数	1,314	1,246	1,240
回収量(トン)	16,841	14,046	3,5 (速報値)

(2) 紙類等拠点回収

家庭から排出される紙類等の分別を促進するため、区役所等に設置した「資源回収庫」のほか、民間事業者の協力により「紙類回収ステーション」(市内124か所)を設置し、拠点回収を実施。(令和3年度回収量:10,027トン)

また、事業系紙類について、清掃工場への搬入を禁止するとともに、古紙問屋等の協力を得て、無料で持ち込める「事業系紙類回収ステーション」(市内19か所)を設置。



▲資源回収庫

(3)小型家電リサイクル

区役所やリサイクルプラザ、民間商業施設など市内37か所に「小型家電ボックス」を設置し、小型家電リサイクル法に基づく再資源化を促進。

また、家電量販店による店頭回収 や宅配便を活用した回収等について、 普及啓発し利用を促進。

年 度	回収量
令和元年度	63トン
令和2年度	54トン
令和3年度	51トン

		回収する小型	型家電の一例	
	●●○ ●●○ ●●● 排帯電話	デジタルカメラ	ビデオカメラ	ボータブル音楽プレーヤー
17	CD74-Y-	携帯ラジオ	電子辞書	小型ゲーム機
	IC12-4-	携帯フジオ		AC7479

2. 事業ごみの適正排出及び分別の徹底

(1)清掃工場における事業ごみ展開検査

事業ごみの適正排出と減量に向け、清掃工場に設置した搬入物検査装置を使用し、目視で不適正な搬入物を確認するとともに、必要に応じて事業ごみ袋の開封調査を実施。令和3年度に検査した収集車(1,976台)の内容物から排出事業者が特定された事業者に適正排出指導(指導件数:15件)を実施。



▲搬入物検査装置





▲不適正排出物の例 (紙類や産業廃棄物(廃プラスチック類)が混入)

(2) 大規模建築物等への立入調査

事業用大規模建築物の所有者及び事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者 (1,082事業者)に対し、ごみの減量及び適正処理に関する計画書の提出を義務 付けるとともに、令和3年度は25件の立入調査を実施し、事業者の取り組みを 促進。

12

(3)環境配慮事業者の認定制度

ごみの減量・リサイクルの推進などに取り組む事業者を「エコにこマイスター」、「エコにこゴールドマイスター」として認定することで、事業者の取り組みを促進。

さらなる拡大を図るため、優良な取り組みをまとめた「3R事例集」を作成・配布。

<認定項目>

- ・ごみの発生抑制(使い捨て容器の削減や簡易包装の推進など)
- ・資源物の回収・リサイクル
- ・グリーン購入の推進
- ・エネルギー使用量の削減
- ・本市環境事業への参加・協力 など





【認定件数(令和4年3月31日現在)】

	認定事業者	事業所・店舗数
エコにこマイスター	114事業者	419か所
エコにこゴールドマイスター	25事業者	96か所

3. 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

(I) 現職警察官や産廃Gメンの配置

現職警察官 | 名と警察官OB7名を事業ごみ減量課に配置し、不法投棄パトロールや、排出事業者への立入指導、清掃工場搬入窓口での監視を実施。

(2) 不法投棄の未然防止対策の実施

不法投棄抑止のため、監視カメラや警告看板を設置しているほか、休日パトロールの実施など不法投棄が頻発する地区を重点的に監視。

警告看板について、10枚(各区2枚)を新たなデザインの看板へと更新。



▲新しい警告看板

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

1.情報発信の充実

(1)「資源とごみの分け方・出し方」の全面改訂

ごみの分別や排出ルールについて広く周知するため、「資源とごみの分け方・出し方」を令和3年10月に全面改訂し、ポスティングにより市内全世帯(約53万世帯)に配布。



(2) 「ワケルネット」のリニューアル

スマートフォンでも見やすいデザインにする とともに、子どもや外国人等の対象者別ページ を新設するなど、令和4年3月に全面リニュー アルを実施。



(3)「モッタイナイONEアクション!」の作成

発生抑制を中心とした3Rの取り 組みを分かりやすく周知するため、 新たなロゴを作成。







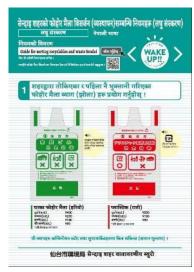


(4) 外国人への周知啓発

増加する外国人住民に対し、仙台市のごみ排出ルールを正しく周知するため、日本語学校等を通じて外国語版のごみ出しパンフレットとリーフレットを配布するほか、YouTubeで分かりやすい説明動画を配信。

対応言語:やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、 ベトナム語、ネパール語

ごみ分別アプリ「さんあ~る」の英語版を運用するとともに、 令和3年10月に全面改訂した「資源とごみの分け方・出し方」 についても上記6か国語を配布。



▲外国語版ごみ出し リーフレット

(5) 市外からの転入者や若年層への周知啓発

市外からの転入者に仙台市のごみ排出ルールを周知するため、転入届の多い時期(3月下旬頃)に合わせ、区役所に「ごみ分別コーナー」を設置したほか、不動産会社と連携し、チラシとごみ袋のセットを配布。

また、新入生説明会で活用してもらえるよう、大学等に啓発用動画等を案内。 若年層への意識向上を図るため、学生による資源分別プロジェクトチーム「ワケルキャンパス」と連携し、SNSやイベント等を通じて、身近で分かりやすい情報を発信。

2. 環境教育の推進

(1)環境施設見学会の実施(ワケルくんバスの運行)

市立のすべての小学校4年生を対象に、清掃工場で見学を受け入れるほか、 町内会等を対象に、施設見学会を開催。

見学件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	126校	27校	58校
町内会等	98団体	8団体	11団体

▲ワケルくんバス

(2) リサイクルプラザの展示リニューアル

環境教育を推進するため、 リサイクルプラザや清掃工場 見学エリアのパネル等の展示 物を令和4年3月にリニュー アルを実施。



▲リニューアルした展示物(左:清掃工場 右:リサイクルプラザ

(3) 「3 Rわかる本」の発行

市民団体・事業者・市の協働により3R啓発に取り組む「アメニティ・せんだい推進協議会」により、身近に取り組める3R行動を分かりやすくまとめた啓発冊子「3Rわかる本」を発行。

令和4年3月に小学生向けページの充実させた2022-23年版を発行し、令和4年 度の新4年生を対象に全ての小学校へ配布。



▲「3Rわかる本」

3. クリーン仙台推進員との連携 (I) クリーン仙台推進員制度



地域でのごみの適正な排出や減量、リサイクル等の取り組みのリーダー役として中心的に活動していただく方を、平成7年度より町内会等の推薦に基づき、「クリーン仙台推進員」として市長が委嘱(任期は2年)。

平成17年度からは、クリーン仙台推進員の地域での活動をサポートし、一緒に

活動していただく方を「クリーンメイト」として委嘱。

【委嘱状況(各年4月1日現在)】

	令和2年	令和3年	令和4年
クリーン仙台推進員	2,494人	2,497人	2,418人
クリーンメイト	1,782人	1,706人	1,533人

▲クリーン仙台推進員

(2)活動への支援

推進員活動を行うために必要な知識や情報を習得するため、研修会や施設見学会、活動発表会を開催するほか、各地域における取り組み事例等を紹介する「仙台メビウス通信」を年4回発行。

また、各環境事業所では、鳥獣対策用ネットの配布や、地域の実情に応じた啓発 ポスター作成など、集積所の改修にあたっての支援を実施。

(3) 主な活動内容

① 地域におけるごみの適正排出や分別促進

集積所の見回りや掲示物・チラシの作成、地域住民を対象とした勉強会の開催など

② ごみ集積所排出実態調査 地域住民と連携し、集積所においてごみ袋の排出数や排出状況等を調査など

③ 生活環境の保全に向けた取り組み 集積所の清掃や改修、地域清掃活動など



▲手作りの啓発ポスター



▲集積所での排出実態調査



▲研修会・ワークショップ

施策4 社会環境の変化への対応

- 1. 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み
- (1)地域ごみ出し支援活動の促進

ごみ出しが困難な高齢者や障害がある方に、ごみ出し支援活動を行っている 団体へ奨励金を交付し、地域における支援活動を促進。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録団体	24団体	36団体	42団体
支援世帯	21世帯	63世帯	74世帯

(各年度末時点)

(2) 家庭ごみ指定袋配布による減免

市から紙おむつの支給を受けている高齢者や障害がある方(年度ごとに | 回) 乳児養育者(満 | 歳までに | 回)に対し、指定袋(中)50枚を配布。

(3)地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり

クリーン仙台推進員や町内会等と連携し、 ごみの適正排出やごみ集積所の維持・管理 など、地域における課題解決に向けた活動 を支援。



▲飛散防止・鳥獣対策(ハンサムネット)

(4) 粗大ごみインターネット受付機能の拡充等

近年の粗大ごみ収集に係る申込件数の増加に対応するため、粗大ごみ受付センターのインターネット申込品目数を127品から255品目に増やすとともに、ホームページからの変更や取消を可能とする等の機能を拡充し、市民の利便性を向上。また、市総合コールセンターでは、令和3年10月からAIチャットボットを導入し、ごみの分別方法や出し方に関する問い合わせに対応。



▲粗大ごみ受付センターHPの機能拡充

施策5 環境美化の推進

1. 地域清掃活動に対する支援

地域の環境美化活動を行う団体に対し、地域清掃ごみ袋 (バイオマスプラスチック25%配合)を配布したほか、火ば さみなどの清掃用具の貸与や、集めたごみの収集を実施。

【令和3年度配布枚数】

大サイズ	小サイズ
314,354枚	109,468枚







▲バイオマスプラスチック 配合の地域清掃ごみ袋

2. ワケルくんの五つ星☆集積所診断

町内会等が管理するごみ集積所について、ごみの分別・排出ルールの徹底や集積 所周辺の清潔保持の観点から環境局職員が診断し、良好な集積所を認定。

五つ星に認定された集積所には、認定プレートと清掃用具(ほうき・ちり取り) を贈呈。

【令和3年度認定状況】

五つ星集積所	四つ星集積所
27か所	2か所



五つ星集精所

自然元自15

3. ごみの散乱のない快適なまちづくり

(1) 仙台まち美化サポート・プログラム

ポイ捨てしにくい環境づくりに向け、道路や公園などの清掃や除草等に取り組む 市民団体・学校・企業等を「仙台まち美化サポーター」として認定するとともに、 ごみ袋や火ばさみ等を提供するなど活動を支援。

【認定団体数(各年度末現在)】

令和元年度	令和2年度	令和3年度
258団体	264団体	276団体

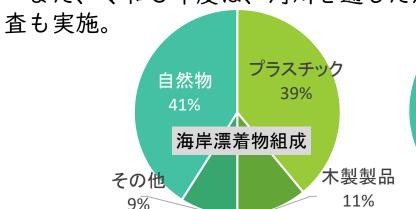


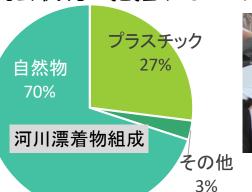
▲美化啓発用看板

(2)海岸漂着物実態調査の実施

海洋プラスチックごみについて、本市の現状を把握するとともに、市民へ周知 啓発を行うため、令和2年度より若林区荒浜において海岸漂着物の調査を実施。

また、令和3年度は、河川を通じた流出状況を把握するため、河川の漂着物調







▲調査のようす

24

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策6 ごみの適正処理体制の確立

I. 松森工場の基幹的設備改良工事

将来にわたり安定的なごみ処理体制を確保するため、市 内3つの清掃工場について、老朽化した設備の補修や更新 を行い、施設の長寿命化や省エネ化を図る、基幹的設備改 良工事を実施。

葛岡工場(平成26~28年度に実施)、今泉工場(平成29 ~令和2年度に実施)に続き、令和3~7年度に松森工場 で実施。



▲松森工場

2. 廃棄物処理に伴うエネルギーの有効利用

ごみの焼却処理の際に発生した熱につ いて、工場内の給湯・冷暖房等に利用す るとともに、自家発電を行い電力として も利用。

また、隣接する環境事業所や温水プー ル等へ電力・熱を供給するとともに、余 剰電力については電気事業者に売電。

【令和	3	年度】

発電量合計	123,055,970 kWh
工場内消費量	48,829,421 kWh
他施設供給量	5,839,510 kWh
売却電力量	68,387,039 kWh
売電額	731,054,055 円

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策 7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

1. 災害廃棄物処理体制の確保

東日本大震災の経験や近年の水害等を踏まえ、「仙台市災害廃棄物処理計画」に基づき、具体のマニュアルを整備するなど、災害時に備えた対策を検討。 令和4年3月16日に発生した福島沖地震では、災害廃棄物の迅速な処理に向け、ごみの自己搬入手数料の減免を実施(受付期間4月28日まで)

手数料減免件数:6,606件、搬入量:709.92トン

2. 感染症蔓延時における自立的な処理体制の確保

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染防止対策を徹底するとともに、 施設や委託事業者において、事業継続計画を策定するなど、安定したごみの収集 運搬や処理体制の確保に向けた取り組みを実施。